

第5次野辺地町行財政改革大綱

改革プラン

令和4年度分 進捗状況

(内部評価・外部評価)

(1)事務事業の見直し

No.	改 革 事 項	改 革 プ ラ ン
1	ア 事務事業の見直し	公文書の適正な管理
2	オ 使用料・手数料の見直し	施設使用料、手数料の見直し
3	カ 補助金の合理化	補助金等の適正化

(2)組織・機構の見直し

No.	改 革 事 項	改 革 プ ラ ン
4	ア 組織・機構の見直し	組織・機構改革
5	ア 組織・機構の見直し	役職制度の検証及び見直し
6	イ 職場におけるワークライフ バランスの推進	ワークライフバランスの推進

(3)定員管理及び給与の適正化の推進

No.	改 革 事 項	改 革 プ ラ ン
7	ア 新たな定員管理計画の策定	定員管理計画の策定及び進行管理

(4)職員の能力開発等の推進

No.	改 革 事 項	改 革 プ ラ ン
8	ア 人材育成の推進	職員研修の充実及び人材育成の推進
9	ア 人材育成の推進	女性活躍の推進

(5)情報化の推進**(6)公共施設管理運営等の合理化の推進**

No.	改 革 事 項	改 革 プ ラ ン
10	ウ 公共施設の維持管理	庁舎建設基金の積み立ての継続

(7)財政の安定化

No.	改 革 事 項	改 革 プ ラ ン
11	ア 長期的な財政計画の策定	収支均衡予算編成の継続、歳入の確保、歳出の削減
17	ア 長期的な財政計画の策定	経常収支比率の改善
12	オ 自主財源の確保等	遊休町有地の有効活用等
13	オ 自主財源の確保等	町税のコンビニ収納

(8)広域行政による事務事業の共同化等の推進**(9)協働のまちづくりの推進**

No.	改 革 事 項	改 革 プ ラ ン
14	ア 地域づくり団体活動支援等	協働のまちづくりの推進
16	イ NPO法人の設立支援等	地域防災体制の充実

整理番号	1	取組名称 (概要)	(1) 事務事業の見直し 公文書の適正な管理	担当課	総務課
課題 (改革に取り組む背景)	(背景) ・国では公文書等の管理に関する法律が制度化され、平成30年9月3日、内閣府に公文書監察室を設置することでよりチェック体制の強化が図られた。 ・当町においては、文書取扱規程があり公文書の基本的な取扱いが制度化されているが、実態とすれば、書類全般に渡って整理整頓が行き届いてなく、必要に応じて速やかな検索と情報提供に労力が伴っている。 ・施策や各資料等などは、各課のみで保存されている。 (課題) ・文書を分類別に仕分けされた記録簿「公文書目録」がない。 ・書類置き場となっているコミュニティ防災センター及び行政メモリアルセンターの書類には保管と廃棄の分別がされていない。 ・今後、役場が新庁舎へ移ることとなる場合、持ち出す必要な書類の把握と保管場所の確保が検討される。 ・施策情報や各資料等の情報共有する場所がない。 ・職員一人一人へ公文書は住民の知的資源であることの意識づけと業務遂行を根付かせることが必要とされる。				
取組内容・効果	(取組内容) ・野辺地町文書取扱規程の見直し、改正。 ・公文書目録の作成。 ・定期的に書類を整理整頓する意識を啓発する。 ・役場新庁舎移行へ向けて持ち出す書類の選別。 ・新庁舎において、資料室(資料棚)及び電子資料室(全庁共有フォルダ)を設置する。 (効果) ・行政文書の開示請求がきたとき速やかに対応できる。 ・議会对応として、過去の一般質問の回答内容等を検索することにより、参考として活用できる。 ・新たな政策を企画立案する際のバックデータとして活用できる。 ・情報公開が促進される。 ・情報共有することにより、事務の効率化が図られる。				
評価指標	取組内容を100%とする。 ①野辺地町文書取り扱い規程の見直し、改正(30%) ②公文書目録の作成(40%) ③資料室(資料棚)設置(15%) ④電子資料室設置(15%)				
	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標	①野辺地町文書取り扱い規程の見直し、改正(30%) ②公文書目録の作成(40%) ③資料室(資料棚)設置(15%) ④電子資料室設置(15%)				
実施状況	未実施		実施	実施	
効果額・数値	0		10%	40%	
備考	R2 文書管理簿システムの見積徴収のみ R3 文書取り扱い規程の見直し中。R3.9文書量削減を各課へ指示。公文書目録(文書管理簿)の作成の基となる文書管理システムの予算を計上。令和4年度から導入に向けて取り組む。 R4 文書管理システムの導入について契約を行い、要件定義を検討。 文書の保存年限の見直しを行い、文書取扱規程の一部を改正。				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	一定の進捗がある	公文書の保存年限の見直しを行い、野辺地町文書取扱規程の一部改正を行った。令和4年に文書管理システムを導入。令和5年度に各公文書データをシステムに反映させる。
必要性	一定の必要性がある	公文書は住民と行政の共有財産であり自治体活動の説明責任を果たすためには文書管理が必要不可欠となる。また、行政が適切かつ効率的に運営されるようにするためにも、文書量の削減を含め管理方法の見直しを図っていく必要がある。
効率性	効率的である	ファイルの共有化や文書廃棄の適正化などが図られる一方で、システム運用していく上で職員の負担が懸念される。管理方法の見直しを専門の業者へ委託するとそれなりの経費が発生する。
公平性	やや公平である	職員全員で取り組まなければならない。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	新庁舎への引っ越しもあるため継続して取り組む。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	4	・新庁舎完成に向けて職員への周知徹底を早急に対応すべきである。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	2	・ますます増え続ける膨大な量の文書を分類・管理するのは、相当な労力と時間がかかる作業だと思うが、今後保管場所の物理的制約も進んでくると思うので、各文書の内容等を吟味の上、取捨選択を一層進め「整理」をこれからも着々と進めてほしい。
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		・新庁舎移転に向けて、概ね順調に進んでいるようで良いと思われる。職員が早く慣れることを望む。
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		・担当職員だけが運用すると負担がかかると思うのでなるべく全職員で取り組んでほしい。

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	II	公文書の管理は全庁的に取り組む事項であり、新庁舎移転もあることから継続して文書量の削減に努めるとともに、文書管理システムの有効的な活用を図る。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	2	取組名称 (概要)	(1)事務事業の見直し 施設使用料、手数料の見直し	担当課	防災管財課(総括) (関係課)
課題 (改革に取り 組む背景)	(課題) ・公共施設等の使用料や各種手数料について、その設定方法があいまいであった。 ・令和元年度の消費税率の改定に伴い使用料・手数料を改定すべきかどうかの判断がまちまちであった。 それぞれの設定方法、改定の期限等を明確にし、町民に周知することで各料金の改定時に理解が得られるようにする必要がある。				
取組内容・効果	(取組内容) ・使用料・手数料の設定方法に関して調査及び整理。 ・設定方法に関するガイドラインの整備、関連条例や規則等の整備。 ・ガイドラインに基づき使用料・手数料の受益者負担割合を平均化し、検証、再算定する。(原価に対するの受益者負担割合を算定。) ・現行と再算定の使用料及び手数料の比較 ・使用料、手数料の見直しを検討 (効果) ・町が管理する公共施設等の使用料・手数料の統一的な見方ができる。 ・施設維持管理費等において、収支均衡が図られなくなった時の改定等もスムーズに実施できる。 ・料金改定の際に町民に対しても、改定の根拠等を詳細に説明でき、理解が得られると考えられる。				
評価指標	令和2年度 使用料・手数料の見直しに関するガイドラインの作成 令和3年度～令和5年度 使用料・手数料の再算定及び見直しの検討(件数)				
	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標	ガイドラインの作成		使用料・手数料の再算定及び見直しの検討(件数)		
実施状況	実施		未実施	実施	
効果額・数値	基本方針(案)作成		0	基本方針 (ガイドライン)作成	
備考	・令和2年度に策定した個別施設設計画を基に平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画の改定を令和3年度に実施し、それを反映した使用料・手数料の見直しガイドライン作成を検討する事としていたが、令和4年度に利用者負担の一層の適正化を推進するため、庁内の統一的なルールを定めることを目的として使用料・手数料の見直しに関する基本方針を作成した。 令和2年度 基本方針(案)作成 令和3年度 基本方針(案)をガイドラインとして整理する作業(未了) 町全部の自動販売機の設置占用料等調査を実施した コロナ禍で施設使用制限があることなどが影響し、再算定・見直し作業が遅れている 令和4年度 使用料・手数料の見直しに関する基本方針(ガイドライン)作成				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	一定の進捗がある	施設運営にかかる原価に算入する範囲と、施設の公的必要性等に応じた利用者負担割合を改めて整理するなど基本方針を明確にし、利用者負担の一層の適正化を推進するため、庁内の統一的なルールを定めることを目的として使用料・手数料の見直しに関する基本方針を作成した。
必要性	一定の必要性がある	町が管理する公共施設等の使用料・手数料の統一的な見方ができ、また、適正なものか検証しやすくなる。
効率性	効率的である	施設維持管理費等において、収支均衡が図られなくなった時の改定等もスムーズに実施できる。
公平性	公平である	料金改定の際に町民に対しても、改定の根拠等を詳細に説明でき、理解が得られると考えられる。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	節目節目での使用料等の再算定・見直し作業を進める。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	4	・各種手数料・使用料の見直しに関するガイドラインを各課に提示できたのは一歩前進だと思う。この後は「適正化」を目指し現状に即した改訂を進めてほしい。改訂の判断は各課ごとではなく「一元化」も考慮すべき。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	2	・今後はガイドラインの適切な運用を期待する。節目節目と言わず、物価変動が少ない場合であっても定期的(5年毎とか)の見直しを必須とされたい
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		・様々な使用料や手数料があると思うが、外出支援事業などの手数料も燃料費高騰のため見直しが必要では。
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	II	ガイドラインの作成作業が目標より2年遅れたが、各課への『統一的な基準を提示する』事までは達成する事が出来たため、今後は定期的な改正を含めた『適正な運用』に努める事とする。 方針を変更せずに当初目標のとおり進めることから「現状のまま継続」とする。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	3	取組名称 (概要)	(1)事務事業の見直し 補助金等の適正化		担当課	企画財政課(総括) 関係課
課題 (改革に取り 組む背景)		(背景) ・各団体への補助金は、毎年継続して、多少の増減はあるが補助金を交付している。 ・単独事業の増加及び新規事業の増加により補助金は、増える傾向にある。 ・町が実施する施策に密接に関連する事業を実施する団体に係る補助金は、減額が難しく、増額となる傾向もある。 (課題) ・補助金の減額や見直しについては、今後財政面においても重要な課題となる。 ・補助金事業の内容とその必要性を精査する必要がある。 ・人口減少が進むにつれて、各種団体の会員数の減少から、その事業ができなくなる可能性もあるため、1団体のみではなく、各団体の連携で、事業を存続できる可能性も含め検討することとしたい。				
取組内容・効果		(取組内容) ・全補助金事業の洗い出し・指針の制定 ・補助金要綱を再検討(事業実績報告様式の中に、各補助団体からの補助事業の実施効果と検証を行うシステムづくり構築) ・補助事業への効果検証の実施。 ・補助団体への事業内容の聞き取り・精査の実施 ・協働・連携での検討や指導 ・町民や各種団体の理解を得ながら補助金の適正化、自立・連携の推進を促していく。 (効果) ・1団体の実施ではなく、団体の横のつながりを強化しながら実施する連携型・協力型により協働性を構築し、人的な問題や予算面での問題が解消していくと思われる。 ・連携することにより、これまでの補助金額の減額が見込める。 ・町としての補助金の適正化を明確に図りながら、補助団体の自立へつながる。				
評価指標		令和2年度 補助金事業の精査、あり方の指針の制定 令和3年度～令和5年度 補助金を見直した件数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
年度目標		補助金事業の精査、あり方の指針の制定	補助金の見直し	補助金の見直し	補助金の見直し	
実施状況		実施	補助金等の抑制の方針を通知	予算反映	継続実施	
効果額・数値		補助金事業の精査の前段階まで実施	3件 △6,465千円	13件 △1,431千円		
備考		令和2年度 目標に対し、実施が1年遅れている状況である。 9月に発足した経常収支比率改善プロジェクトチームが、提案事項をまとめた際「補助金等の抑制」に取り組むこととなり、令和3年度から洗い出し、在り方の指針、事業の精査に順次実施していく予定である。 令和3年度 令和3年度決算は、コロナ禍になる前の平成30年度決算の中で経常的に支出している補助金と比較し、減額が35件で△18,492千円、増額が6件で3,337千円、合わせて15,155千円の減額となった。(この中にはコロナ禍により事業が実施できず減額となったものも含まれる。コロナ禍の影響を正確に見積もることは難しいが、少なくとも3団体で△6,465千円は、明確に補助金を抑制できたものと評価している。) 令和4年度 令和4年度決算見込みの中で、前年度(令和3年度)から減額となったもの(当初予算編成時点で各団体等と協議のうえ予算額を削減したもの)は14件で削減額は1,437千円となった。この中から、今後コロナ禍が収束した後、執行額が増加すると思われる1件を除くと、削減された補助金は、13件で削減額は1,431千円である。				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	一定の進捗がある	補助金等の抑制の方針により令和4年度より着手し、令和5年度も継続実施している。
必要性	必要性が高い	歳出抑制及び経常収支比率の引き下げのために必要な重要な手段のひとつである。
効率性	やや効率的である	団体の事情を勘案し、抑制の可能な部分について無理のない範囲で実施していることから効果的には大きくはない。
公平性	公平である	税等から補助する事業を精査するものであり、公平性を保つ。抑制に協力していただいていることから抑制への考え方については理解していただいているものとする。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	各団体と協議のうえ今後も継続していく。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	5	・説明を受けた財政面からの話によると、一定の成果は現れていると思われ評価できる。以前より提言しているとおり「各団体への補助金について」は、時々の「政策」の要請によるものが多く、それぞれの実情(現状)を踏まえた上での継続的な精査による予算分配がさらに必要だと考える。 ・自治会など行政の補助的活動をしている団体もある。それらの団体の士気を上げて行くような補助金行政も必要である。 ・各団体との協議は毎年必要だと思う。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	1	
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	Ⅲ	各種団体の実情に合わせた補助金等の交付を行っていくため、引き続き協議を行っていく。経常的な補助金のほか、政策的な補助金についても引き続き検討していく。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	4	取組名称 (概要)	(2)組織・機構の見直し 組織・機構改革	担当課	総務課(総括)
課題 (改革に取り 組む背景)	(背景) ・多様化した住民サービスに対応するため、いかに効率的に事務事業を展開していくかが喫緊の課題となっている。 ・早急に時代に即した組織・機構の見直しを図っていかなければならない状況にある。 ・新庁舎建設とも密接な関係にあるため、その建設計画の動向についても注視する必要がある。(機構改革及び新庁舎建設とは関連付けて考える必要あり) (課題) ・平成28年児童福祉法の改正、平成29年母子保健法の改正により、妊娠期から子育て期まで一体的に支援できる拠点づくりの整備に努めるよう国から求められている。(この拠点の設置は令和2年度中を予定) ・各課の再編については、現在の課題等を洗い出したうえで、早急に組織・機構の見直しについての具体的な方向性を検討していかなければならない。(過去の退職者不補充等による職員年齢構成(役職)の偏りによる影響を最小限にするような組織の体制づくりも含む)				
取組内容・効果	(取組内容・効果) ・子ども家庭総合支援拠点の設置。(健康づくり課に介護・福祉課の児童福祉に係る業務を移管。) ・各課が横断的に連携できるような体制づくりを検討する。(職員年齢構成の偏りによる影響を最小限にするような施策検討のほか、新庁舎建設計画及び町総合計画など各種計画等との整合性も図る必要あり)				
評価指標	限られた職員数の中で、効率的かつ効果的な組織体制を構築していく。 (※R2～3年度:組織・機構の見直しに関するワーキンググループ等の開催により、課題を明確化し、住民サービスの向上と時代に即した組織機構の在り方を検討し、実施していく。)				
	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標	組織・機構の見直しに関するワーキンググループ等を毎年3回以上開催し、随時実施していく。			その時々々の社会情勢や行政施策等を見極めながら、必要に応じて組織機構の見直しを図る。	
実施状況	実施		実施	継続して在り方を検討	
効果額・数値	2回		3回	見直した件数 0件	
備考	【評価指標】 令和2年度 2回(R2.6月庁議、R3.1月庁議) 令和3年度 3回(R3.12月庁議、R4.1月関係課協議、R4.2月庁議) 【組織機構改革】 令和2年度 子ども家庭総合支援拠点として健康づくり課内に子育て世代包括支援センターを設置した。 令和3年度 建設環境課の環境保全担当を町民課へ移管し、水道課と建設環境課を統合して建設水道課とした。 令和4年度 地域戦略課、財政課、防災安全課、農林水産課を、企画財政課、防災管財課、産業振興課に改編した。(町長部局:11課→10課) 介護・福祉課の高齢福祉担当と障がい福祉担当を統合して地域福祉担当とした。 令和5年度 当該年度の当初に見直しが必要とされた組織機構の改革はなし				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	組織機構の見直しについては、必要に応じて庁議及び関係課等による協議を行っている。
必要性	一定の必要性がある	今後も、限られた人員で多種多様化する行政ニーズに適切に対応していくためには、組織の効率的・効果的な執行体制を構築していく必要がある。
効率性	効率的である	課の規模を大きくすることで機動力と組織力を高め、不測の事態にも迅速・柔軟に対応していく。
公平性	公平である	機構改革を行う場合には、併せて分掌事務を見直すなど、各課の業務量の平準化が図られるよう努めている。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	令和4年度から年度目標を変更したが、その時々々の社会情勢や行政施策等を見極めながら必要な場合には見直しを図っていかねばならない。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	5	・機構改革実施から1年を経て、職員側からはどこの課からも「不具合」は聞こえてこなかった様子。この後は住民の皆様の評価も気になるところだが、これに対しては時間を掛けて意見聴取を続けるべきだと思う。今のところは評価できる途中経過だと感じた。 ・組織の整理が行き過ぎると、非常時の際に組織・人員の弾力性が欠けるので、その加減をどこに置くか。難しいところではあるが、それも念頭に置いて進めて行ってもらいたい。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	1	
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	III	時代に即した住民サービスを提供するためには、業務効率化手段の検討と実行は必要である。今後も、職員の定員管理と連動させながら必要に応じて検討していく。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	5	取組名称 (概要)	(2)組織・機構の見直し 役職制度の検証及び見直し	担当課	総務課
課題 (改革に取り 組む背景)	(背景) ・平成25年度から機構改革の一つとして担当補佐制度が導入された。 ・総務課、地域戦略課、財政課、税務課、介護・福祉課、建設環境課、町民課、健康づくり課に担当補佐を配置し、担当業務の中心的役割を担うことで、その他職員の業務のチェック体制を図ってきた。 (課題) ・役職別職員構成のなかで、特に課長補佐への昇任が少なくなる見通しであり、担当補佐制度が維持出来なくなるため、担当補佐制度に代わる組織づくりが求められる。				
取組内容・効果	(取組内容) ・現在の担当補佐制度が上手く機能しているのかを検証したうえで、今後必要であれば担当補佐制度に代わる制度を検討し、課長補佐を配置できない課においては、どのような体制が望ましいか検討する。 ・課長補佐に代わって担当業務を取りまとめる職員に対して応分の処遇が必要か検討すると共に見直しに向け必要であれば条例規則等を改正する。 ・令和2年度に実態把握と今後の見通しを調査し、事務改善委員会などを通じて検討する。 ・令和3年度には実施出来る予定で進める。 (効果) 役職制度の検証及び見直しを行うことで、組織のバランスの安定を図る。				
評価指標	定年延長等を踏まえ役職制度の検証及び見直しを行っていく。 (※R2～3年度：役職制度の検証及び見直しに関するワーキンググループ等を開催することで、明確化し、その解決に向け、役職制度を見直していく。)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標	役職制度の検証及び見直しに関するワーキンググループ等を毎年3回以上開催し、役職制度を見直していく。)		役職制度の検証及び見直しを行う。		
実施状況	未実施		未実施	継続して在り方を検討	
効果額・数値	開催なし		開催なし	見直した件数 0件	
備考	令和2年度 なし 令和3年度 なし(上十三地域内の町村の職務体制状況について情報収集) 令和4年度 検討したが、効果的な見直案を定めるまでには至らなかった。				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	あまり進捗していない	役職制度の見直しは、給与体系や職員定数にも影響を及ぼすことから慎重に検討する必要がある、具体的な方針まで決定できていない状況にある。
必要性	一定の必要性がある	当面は、課長補佐職の完全充足は困難であることから、検討は継続していくものとする。
効率性	あまり効率的でない	財政負担を考慮する必要もあり、給与体系や職員定数を意識した検討が求められる。
公平性	あまり公平ではない	現状では、担当課長補佐職の兼務や他の役職の者が補っている部署があるなど適切とは言えない。
今後の方向性 (改善点)	事業改善が必要	令和4年度から年次目標を変更したが、令和5年度から施行される定年延長制度も踏まえた検討が必要となる。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	2	・「数的人材不足」はこの後も数年間続くと思うが、職員同士知恵を出し合ってそれを克服しようとしている現状を聞いた。役職経験のある再任用者もグループのリーダー(必ずしも「責任者」ではなく)としての力は発揮できる組織体制を確立していったらどうか。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	2	・課長補佐適任者が少ないというのは、歳月が解決するのを待たなくてはならないが、現実それを待ってくれない。若年者からの抜擢か、それとも60歳以上の職員を課長補佐相当の職に再配置するかとなるが、そう単純には行かないことは想像に難くない。個々の職員のやる気を損なう事の無いように配慮しながら、役職名の改編(位置づけは課長補佐だが、新しい名称にする)なども検討しては。
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である	2	総務課など多方面に仕事がある課の課長補佐複数配置も検討を続けられたい。
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		・役職制度の見直しをワーキンググループ等で検証してみて、何か効果的な案がでたのか。

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	Ⅲ	外部評価にある「総務課など多方面に仕事がある課の課長補佐複数配置の検討」については、数的人材不足等により配置が難しい状況にある。引き続き、担当課長補佐制の在り方について検証するとともに、定年引上げに伴う役職定年制度も考慮しながら職員体制の維持に努めていく。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	6	取組名称 (概要)	(2)組織・機構の見直し ワークライフバランスの推進	担当課	総務課
課題 (改革に取り組む背景)	(背景) ・人口減少や労働力不足を背景に多様な働き方を可能にする社会を目指すため、「働き方改革関連法」が成立された。 ・自治体の役割が多様となり、より一層住民へ行き届いた行政サービスが求められる中、全ての職員が健康で生き生きと働きながら、能力を最大限発揮し行政サービスの質の向上を図ることが必要となっている。 (課題) ・職員の健康増進と余暇の充実を目指す。 ・時間外勤務命令の上限を超えないような勤務。 ・年次有給休暇の計画的な取得。				
取組内容・効果	(取組内容) ・年次有給休暇利用計画表の作成により年12日以上を取得を目指す。 ・男性職員の配偶者出産休暇及び育児休暇の取得促進。 ・時間外勤務命令の上限、1ヵ月45時間以下、1年360時間以下を管理職に徹底させる。 ・ノー残業デーの実施、毎週金曜日と毎月20日、8月は毎日ノー残業デー。 ・21時以降の時間外勤務は原則禁止。 ・現在の次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画が令和2年度で終わるため、次期計画を策定する。 (効果) ・生活の充実によって、健康で生き生きと働き、仕事の効率・事務能力の向上につながる。 ・ストレスチェックを継続し、結果により高ストレスと診断された職員のセルフケアの促進や改善への支援を行うことにより、メンタル不調に早期対応できる。				
評価指標	平均有給休暇取得日数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標		12日	12日	12日	12日
実施状況		実施	実施	実施	
効果額・数値		11.4日	11.7日	11.6日	
備考	※平成31年の年次有給休暇平均 11.0日 令和2年度 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主計画(後期計画)策定 令和3年度 長時間の超過勤務を行った職員に対する産業医等の面接指導制度の導入 年次休暇等の効果的取得の勧奨 令和4年度 夏季休暇の取得期間の拡大(4日から5日に改正)				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	一定の進捗がある	一人当たりの有給休暇取得日数で見るとほぼ横ばいであるが、年間取得日数が5日以内の職員が少しずつではあるが減少してきている。
必要性	必要性が高い	職員の健康保持や業務パフォーマンスを高めるためにも、メリハリのある働き方の推進・取組は必要性が高いものとする。
効率性	やや効率的である	計画的な休暇取得を働きかけながら、職員への意識付けを図っていく。
公平性	やや公平である	課や職員間の業務量の多寡によっては、多少なりとも休暇の取得しやすさに影響があると思われるが、自ら計画性のある業務執行に努めていくことで、休暇を取得しやすい環境を創っていくことも大切だと思われる。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	職員の健康増進と仕事の効率・事務能力向上を図るため、今後も継続する。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	4	・職場としての役場全体として「職場環境の改善」に取り組んでいる現状の説明を受けた。外部から見ても以前に比べて「休みすぎ」の感じがなくなってきた事とも合わせ、職員の意識改革が進んでいるとの印象を受ける。業務に支障の無い範囲での「実休日増」には賛成。 ・夏季休暇の日数を増やすというのは、年次有給休暇取得が進まないからという理由であってもやや安易。7月8月は有給休暇取得促進月間のようにして有給休暇をどんどん取得させるのが本筋でなかろうか。5日以下しか有給休暇を取得しない職員が減ってきていることは良いと思う。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	1	
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である	1	
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	III	ワーク・ライフ・バランスの推進については、積極的に取り組んでいかなければならない。そのため、休暇を取得しやすい職場づくりに努めながら職員の仕事と家庭の調和を充実させていきたい。 また、職員の健康への配慮は事業主の責務であるため、「特定事業主計画(後期計画)」とも関連付けながらこれまで以上に職員が安心・安全でやりがいを持って働けるような職場環境づくりの推進を図っていきたい。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	7	取組名称 (概要)	(3)定員管理及び給与の適正化の推進 定員管理計画の策定及び進行管理	担当課	総務課
課題 (改革に取り組む背景)	(背景) ・人口減少が進む一方、多様化した行政サービスに応えるためにはマンパワーの確保が必要である。町の財政状況を鑑みつつ、現在の定数条例による職員数の中で、より効果的な体制づくりが望まれるところである。 ・障害者の活躍を推進するために職場への受け入れ体制を計画的に取り組む必要がある。 (課題) ・採用から10年未満の経験の浅い職員が半数を占めるなど、組織のバランスが保たれていない。 ・効果的な職員配置のためには職員の能力を把握し、より一層人事評価を活用する必要がある。 ・限られた職員数の中で、効果的、効率的な人事配置をする必要がある。				
取組内容・効果	(取組内容) ・令和3年からの次期定員管理計画の策定。(令和2年度中に策定)。 ・職員の給与の適正化を検討する。 ・マンパワーを確保するために再任用職員、会計年度任用職員の活用を図る。 ・障害者活躍推進計画に基づき、採用に取り組む。 (効果) ・職員一人ひとりの能力が十分に活かせる配置が、結果的に再任用職員、会計年度任用職員を含めた人件費の圧縮につながれば効果となる。 ・再任用職員が培ってきた知識や技能を活用することで、若手職員の経験不足等を補うことができる。 ・障害者雇用率の目標を達成。				
評価指標	定員管理計画にある年次別目標職員数を基準とした当該年度に係る達成人数 (※R2～3年度:定員管理及び給与の適正化に関するワーキンググループ等を開催することで、人員配置の適正化及び再任用職員、会計年度任用職員のマンパワーを確保する。)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標	定員管理及び給与の適正化に関するワーキンググループ等を毎年3回以上開催し、適正な人員配置を実施する。			134人	133人
実施状況		実施	実施	125人	
効果額・数値		2回開催	3回開催	▲9人	
備考	令和2年度 ○定員管理計画(計画期間:令和3年度～令和7年度)を策定 ・策定会議2回(R2.6月庁議、R3.1月庁議) 令和3年度 ○給与の適正化 55歳超職員の昇給見直しの協議 ※R4.4.1施行 ・職員組合交渉3回(R3.10月、11月、R4.1月) ○マンパワーの確保 - 再任用職員の勤務時間の拡充 ・1週間当たりの勤務時間を、これまでの25時間のほかに30時間を新たに設け、選択性とした。 令和4年度 ○定年引上げに向けた取組 ・職員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、関連規程を整備するとともに、対象となる職員に対する制度周知等を行った。※R5.4.1施行				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	令和4年4月1日現在の職員数は125人であり、定員管理計画の目標職員数「134人以下」は達成した。今後は、職員採用等を積極的に行うなど定員管理計画における最終年度の目標値（適正職員数）である130人に段階的に近づけていきたい。
必要性	必要性が高い	令和5年度から施行される職員の定年延長制度や町の財政状況等を踏まえつつ、年齢構造の空洞化をきたさないためにも、定員管理計画に基づく適正な職員採用等に努める。
効率性	効率的である	この取組は職員の総人件費に大きく影響するものであることから、しっかり進捗管理していく必要がある。
公平性	公平である	町の職員給与については、原則、国家公務員や県内の地方自治体職員の給与に準拠して定めている。
今後の方向性 （改善点）	事業改善が必要	職員の定年延長制度が施行されることに伴い、役職定年制の対象となる経験豊富な職員が今後もモチベーションを維持・向上させながら活躍していけるような体制を構築していく必要がある。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	5	・機構改革の説明の中でも「現状でなんとか廻っている」とあった。ギリギリの要因で職務を遂行しろとは言わないが、将来に向かって新たな機構改革の見直しを踏まえながら、理想的な定員及び年齢構成を目指してほしい。 ・職員数・給与は町民の関心が高い分野である。但し先にも述べた通り、非常時対応の事を考慮しないと、肝心の時に役場は役に立たないと思われるので、「適切な余裕」を考慮して欲しい。 ・定年延長制度が施行される中で、職員間で組織のバランスが保たれているのか。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	1	
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	III	引き続き、定員管理計画の進行管理は適切に行っていく必要がある。特に、外部評価にもあるとおり、令和5年度から施行された定年の引上げによる影響も考慮していかなければならない。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	8	取組名称 (概要)	(4)職員の能力開発等の推進 職員研修の充実及び人材育成 の推進	担当課	総務課
課題 (改革に取り 組む背景)	(背景) ・毎年度、定年退職者数に応じて、職員を採用することで、職員の若返りが進んでいる。 ・若年職員には、事務の正確性や公務員としての自覚が求められている。 ・多様化する住民ニーズに対応することが求められており、より一層の自己研鑽が大事になってきている。 (課題) ・研修に参加しやすい職場環境づくりや周囲の支援が必要とされている。 ・多忙により受講の機会を逃すことのないよう、特に長期間の研修においては、職員間での業務の調整が必要である。 ・人事評価に結びつくような資質向上を期待する。ただ研修を受けただけではなく、いかに仕事に活かせるかが大事である。				
取組内容・効果	(取組内容) ・自治大学校の受講勸奨。 ・青森県自治研修所の研修、基本研修及び選択研修受講勸奨。 ・市町村職員研修所(市町村アカデミー)の受講勸奨。 ・市町村職員実務研修(県庁実務研修)の受講勸奨。 ・上十三・十和田湖広域定住自立圏、人材交流ワーキンググループによる研修の受講勸奨。 ・業者委託による庁内研修の実施。 ・新採用職員等庁内事務研修(管理職が講師)の実施。 ・職場内での経験不足の職員への指導・教育の充実を図る。 ・人材育成は長期的な視野に立ち、まずは、様々な研修機会を設けて毎年度継続する。 ・研修に参加しやすい職場環境づくりを促す。 (効果) ・研修の充実を図ることにより、組織の中で期待される役割を自覚し、求められる能力を十分に発揮できる職員を目指すことが、住民サービスの向上へとつながる。 ・職員の能力が人事評価へも反映され、組織全体の業務効率の向上につながる。				
評価指標	研修参加人数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標		60人	60人	60人	60人
実施状況		実 施	実施	実施	
効果額・数値		64人	68人	43人	
備考	※平成30年度研修事項者数 48人 派遣研修、独自研修、職場内研修の実施 令和2年度 【派遣】県自治研修所研修 【独自】ハラスメント研修 【職場内】新採用者研修 令和3年度 【派遣】県自治研修所研修 【独自】業務改善研修、接遇研修 【職場内】新採用者研修 令和4年度 【派遣】県自治研修所研修 【職場内】新採用者研修、若手職員研修				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	独自研修を実施しなかったため年度目標は達成できなかったが、計画した研修プログラムは概ね実施できた。
必要性	必要性が高い	ニーズに応じた政策を立案・実行していくため、職員の能力を高め、組織力の向上を図ることは重要である。
効率性	やや効率的である	コロナ禍後は、オンライン研修が普及するなど様々なスタイルでの研修が行われるようになった。
公平性	公平である	県の自治研修所で行う選択研修など、役職や年齢に偏ることなく実施している。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	自己研鑽の醸成を図るうえでも人事評価に取り入れるなどして実施しているため、今後も継続する。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	3	・自己研鑽のためにも独自研修の計画実施すべきである。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	3	・若年層の職員が多数を占める現状においては、職員個人々々のスキルアップは必要不可欠。職務に関する専門知識習得にとどまらず「実社会経験」もお願いしたい。通常の職務の遂行やコスト意識を持った研修派遣も考えながら積極的な人材育成に取り組んでいただきたい。
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		・「適切な余裕」が無いから県庁実務研修に参加できないのでは？

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	II	人材育成は組織の業務向上につながるため、今後も可能な範囲内において研修機会を提供していく必要がある。(独自研修については、毎年実施する方向で検討しているが、県庁実務研修については、当面の間、休止とする予定。) 研修で得た知識と経験をいかに業務に反映させることができるのかがとても大切になるため、報告書(復命書等)の質の向上や学んだことの情報共有など組織に還元されやすいような環境づくりに引き続き努めていく。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	9	取組名称 (概要)	(4)職員の能力開発等の推進 女性活躍の推進	担当課	総務課
課題 (改革に取り 組む背景)	(背景) ○女性職員の管理職への登用 ・現在、行政職で女性職員の管理職がない。 ・平成28年4月に策定した女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の計画期間が令和2年度までとなっており、次期計画を策定しなければならない。 (課題) ・平成23年度以降、行政職で女性職員の管理職への登用がない。 ・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の次期計画の作成が必要である。				
取組内容・効果	(取組内容) ○女性職員の管理職への登用 ・令和2年度中に女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画令和2年度中に計画を策定する。 ・管理職への女性職員登用の目標を定めて、自己研鑽意識の醸成を図る。 (効果) ・女性職員が管理職へ登用されることで、多様で柔軟な発想・意識決定が期待でき、組織全体が活性化する。				
評価指標	平成28年4月に策定した、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき目標掲げる。 ・管理職への女性職員の登用率を15%を目標数値とする。				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標		15%	15%	15%	15%
実施状況		実 施	実施	実施	
効果額・数値		15.8%	17.6%	14.3%	
備考	※平成31年度女性管理職登用率 10.0% 令和2年度 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画(後期計画)策定 女性管理職 3人 (女性課長補佐職 4人) 令和3年度 女性管理職 3人 (女性課長補佐職 3人) 令和4年度 女性管理職 2人 (女性課長補佐職 4人)				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	一定の進捗がある	女性管理職であった被派遣職員1名の派遣が解除されたため、令和4年度目標数値は未達成となったが、今後も積極的に女性を登用していく方針に変わりはない。
必要性	必要性が高い	女性活躍推進法に基づく取組であり、女性職員の政策立案への参画を促し、組織の活性化を図るものである。
効率性	やや効率的である	登用の前提となる女性の課長補佐職について計画的な任用に努める。
公平性	やや公平である	女性職員のキャリアアップを図るための取組(研修・人員配置)を継続していく。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	男女の区別なく活躍できる組織づくりを推進していく。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	3	・女性職員の政策立案等への積極的な活用を図り育成すべきである。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	3	・主観だが、昨今、若い女性職員が「目立つようになってきた」と思う。職務において「女性だから」、「男性だから」は今時ないとは思いますが、あらゆる部署を経験してもらい、各自には自身のスキルアップを目指した経験を積んでほしい。積極的に幹部に登用できる日が待ち遠しい。
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		・管理職登用の数値目標の重要性は理解できるが「女性活躍の推進」の真の実現は数値だけではない。私の経験上、行財政改革検討委員会において説明者(その後ろに座り補助する立場含む)に女性職員が当たったことは無い。こうした場に、速やかに参画することが望まれる。
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	II	男性職員、女性職員に関わらず、全職員が活躍できる職場づくりに努めることが必要であり、それが女性職員のモチベーションの維持向上にもつながる。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	10	取組名称 (概要)	(6)公共施設管理運営の合理化の推進 庁舎建設基金の積み立ての継続	担当課	企画財政課
課題 (改革に取り 組む背景)	(背景) ・原子力立地給付金の町民受け取り分の減額については、平成24年度に5年間の時限措置として町民へ理解を求め実施。 ・平成25～29年度までの5年間は半額受け取りを実施。 ・平成30年度からは、全額町で受け取りを実施。 ・小学校の耐震改修工事業や新庁舎建設及びその起債の返済に充てるため、基金への積み立て等に活用している。 (課題) ・今後も、新庁舎建設費等に活用することとし、町民へ事業の必要性を十分に説明し、理解を深めていただく必要がある。				
取組内容・効果	(取組内容・効果) 令和元年5月 基金残高は 281,068,000円。 令和元年度末 基金残高予定額は 390,068,000円。 今後も、継続して全額受け取ることとし、新庁舎建設費とその起債の償還に充てていくものとする。				
評価指標	基金積立額の継続				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
年度目標	109,000千円	109,000千円	109,000千円	109,000千円	
実施状況	実施	実施	実施		
効果額・数値	110,594千円	270,816千円	129,064千円		
備考	※原子力立地給付金は原則、役場庁舎建設や償還に充てられないことから、給付された交付金は、福祉事業や消防・環境事業・地域活性化事業へ充当し、これによって生じる一般財源を基金として積み上げています。 ※令和3年4月 基金残高は 443,133,000円。 令和3年度末 基金残高は 708,476,000円。 令和3年度積立額のうち、141,692千円は旧建設用地の取得費用相当分。 また、確認申請や移転のための関連工事に5,478千円充てている。(一般会計へ払い出し) ※令和4年4月 基金残高は 708,476,000円。 令和4年度末 基金残高は 807,198,000円。 令和4年度積立額のうち、令和4年度原子力立地給付金相当分は128,530千円。 その他は、寄附金分や過年度精算分、預金利子等。 新庁舎建設事業(令和4年度から工事着手)に30,342千円充てている。(一般会計へ払い出し)				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	庁舎建設工事がスタートし、財源として充当している。
必要性	必要性が高い	庁舎建設資金(起債償還金等)の捻出に必要不可欠である。
効率性	効率的である	ある程度先の積立金額を想定できるため、資金の運用について効率的である。
公平性	公平である	全住民、企業より協力いただいているため公平である。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	庁舎建設の費用を賄うためには継続していく必要がある。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	6	・新庁舎を着工し建設が進んでいる現状では、完成に向けた着実な予算執行のために財源の確保は不可欠。施策として方向性を定めたこの事項については、ぶれることなく目標に向かって継続していくべきものとする。 ・当初町民の間では不評であったと記憶するが、ここまで貯まってい、実際に庁舎建設に活用されているので英断であったと考える。庁舎完成後は再び町民に渡すのか？
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である		
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	II	庁舎建設費等を捻出するためには必要不可欠であることから、引き続き継続して行く。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	11	取組名称 (概要)	(7)財政の安定化 収支均衡予算編成の継続、 歳入の確保、歳出の削減	担当課	企画財政課 全課
課題 (改革に取り 組む背景)	(背景) ・平成30年度の一般会計決算は1億5千200万円余りの黒字となった。また、経常収支比率は99.7%であり、財政構造は弾力性のない硬直した状態である。これは町の施策に充てるための財源が不足していることを意味している。 ・当初予算編成においても、年々、編成段階での財政調整基金からの繰入額が増加しており、町の財政状況は厳しい状態である。 ・歳入については、人口減少や少子高齢化に伴う町税の減収など歳入減が予想される。また、国の政策が地方財政へ与える影響も大きい。(電源立地対策交付金、核燃料物質等取扱税交付金、地方交付税等) ・歳出については、類似団体と比較して一部事務組合への支出割合が大きく、特異な団体である。さらに、扶助費は年々増加の傾向にあるほか、公債費も年々増加している。 ・当町を取り巻く財政状況は極めて厳しいが、役場新庁舎建設等の大規模事業の実施、不良債務を抱える公立野辺地病院の経営及び耐震化問題、老朽化が進む公共施設の維持管理等、依然として取り組むべき課題は多い。 (課題) ・「事業の選択(事業のスクラップ・アンド・ビルド)」「経常経費のより一層の圧縮」等を図り、財政規模に応じた予算になるよう取り組む必要がある。				
取組内容・効果	(内容) ・シーリング予算の継続(経常経費の抑制および削減) ・財政運営計画について、毎年度見直しを行う。また、職員全員に財政見通しを周知する。(現状を理解して予算編成・予算執行に取り組んでもらう) ・まちづくり総合計画や総合戦略に基づく事務事業評価などを基にスクラップ・アンド・ビルドを徹底する。 ・国や県等からの補助金の有効活用(活用できる財源を探すことに力を入れる) ・以上の項目については、安定的な財政運営ができるよう全職員が取り組む。 (効果) ・経常経費の抑制及び削減等 ・活用できる財源の確保。				
評価指標	①当初予算と財政運営計画との財政調整基金繰入額を比較をする ②経常経費におけるシーリングの達成状況 (限度額に対してどれだけ達成されたか、(マイナスシーリングの場合)前年度所要一般財源に対してどれだけ削減されたか)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標	①当初予算と前年度当初予算とを比較した財政調整基金繰入額 ②マイナスシーリングの実施				
実施状況	①、②とも実施 ①、②とも実施 ①、②とも実施				
効果額・数値	① 20,000千円 ② 333千円(▲2%) ① 10,000千円 ② ▲13,888千円(▲1%) ① 10,000千円 ② ▲31,772千円(▲1%)				
備考	令和2年度 ①財政調整基金繰入金はR2 380,000千円 → R3 360,000千円と20,000千円減。 ②マイナスシーリングは、経常経費A(504,056千円)において2%(削減額10,081千円)で設定し、全25所属中16所属で限度額以下で見積もりを作成し提出したものの、トータルの削減額は333千円に止まった。 令和3年度 ①財政調整基金繰入金はR3 360,000千円 → R4 350,000千円と10,000千円減。 ②マイナスシーリングは、経常経費Aのうち一般財源(343,848千円)において1%(削減額3,438千円)で設定し、全25所属中9所属で限度額以下で見積もりを作成し提出したものの、燃料費の高騰等により全体では13,888千円の増となった。				

	令和4年度 ①財政調整基金繰入金はR4 350,000千円 → R5 340,000千円と10,000千円減。 ②マイナスシーリングは、経常経費Aのうち一般財源(347,783千円)において1%(削減額3,478千円)で設定し、全23所属中6所属で限度額以下で見積もりを作成し提出したものの、光熱水費の高騰等により全体では31,772千円の増となった。
--	---

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	一定の進捗がある	光熱水費の高騰等により削減はできなかったが、これまでに削減してきた部分は継続されており、一定の進捗がある。
必要性	必要性が高い	歳入の確保、歳出の抑制により財政調整基金の繰り入れが抑制され、財政の健全化や経常収支比率の抑制につながる。
効率性	効率的である	経常経費の切りつめなどは、健全な財政運営、あるいは他の施策経費への充当など効率的な予算編成の手法である。
公平性	公平である	不要な経費がないか洗い出す作業等は、税等の無駄遣いなどを抑止し、公平につながる。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	継続的に取り組むことが重要であり、これらの積み重ねが財政の安定につながっていく。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	5	・説明によると、町財政は表面上は「幾分持ち直している」ように見えるが、その内情は「一時的な歳入増が大きく貢献している」とも聞いた。危機的な状況は何ら変わらないとのこと。将来的に「歳入の増加」を目指すという施策の発想も期待したい。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	1	
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		・物価高騰への対処という短期的な施策から、本件の長期的施策が棄損される事の無いように取り組まれない。
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		・物価高騰が続いている中での経費削減は厳しいと思われるが、健全な財政運営に引き続き取り組んでほしい。

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	Ⅲ	物価高騰により歳出削減は現状厳しい状態ではあるが、可能な部分から削減を検討していく。歳入についても、できるところから取り組んでいく。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	17	取組名称 (概要)	(7)財政の安定化 経常収支比率の改善		担当課	企画財政課
課題 (改革に取り組む背景)		(背景) ・当町では平成29年度決算において経常収支比率101.0となり初めて100を超えた。平成30年度決算では100を切ったが、令和元年度(平成31年度)決算において、102.9となり再び100を超える形となった。 このことから、議員の一部より経常収支比率改善プロジェクトチームを立ち上げ、詳細な分析を含めた具体的改善計画を策定するよう要望があった。 (課題) ・当町の経常収支比率を圧迫している大きな原因は、一部事務組合に対する負担金であり、容易に改善できるものではない。これに公債費が年々増加したこともあり、経常収支比率が100を超えたものと分析している。				
取組内容・効果		(取組内容) ・「経常収支比率改善事項」(別紙)に掲げる事項 ・現状では課題等により、すぐには着手が難しいものとしている「経常収支比率改善提案未調整事業」については、課題等が解決し次第公表し、実施する。 (効果) ・各種経費の削減、歳入の増等による経常収支比率の改善。				
評価指標		経常収支比率の改善結果により評価する。 最終目標は令和7年度に経常収支比率99.0を目指す。				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
年度目標		経常収支比率改善報告書の作成	経常収支比率改善報告書の提案事項の実施。 経常収支比率改善提案未調整事業のうち課題等を解決できたものについて実施。 令和7年度で経常収支比率99.0を目標とする。			
実施状況		-	検討も含め実施	検討も含め実施		
効果額・数値		-	20,281千円	1,935千円		
備考		令和3年度 先行して補助金等の抑制を行ったものやコロナ禍により補助金が減額となったことにより、補助金関係で約15,000千円が減となった。会計年度任用職員の雇用形態の変更や人数の減等により、約3,000千円の減となった。乳幼児健診の委託料の見直しや、コロナ補助金を活用した一般財源の抑制により約2,000千円の減となった。(金額は全て当初予算額の前年度との比較であり、各課からの取り組み内容の報告による) 令和4年度 令和4年度の決算見込みによると、補助金の抑制や温水プールの開館日数の変更等により前年度(令和3年度決算)と比較して1,935千円の減となる見込みである。(各課からの取り組み内容の回答により、具体的な効果額の算出は令和4年度決算の数値が確定したのち行う)				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	改善事項について、着手可能なものから着手できている。準備期間を経て実施するものもあり、今後も着実に減額していく。
必要性	必要性が高い	経常収支比率が依然として高く推移しており、独自の施策を展開していくためにも経常経費の削減は必要である。
効率性	効率的である	今回具体的に見直しを行う項目等を示し、改善目標値を定めたことで、効率的に見直しを行っている。
公平性	公平である	経常経費の削減は、税金の適正な執行につながる。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めることにより、行政サービスの向上につながる。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	3	・野辺地病院新築工事に伴う負担割合等見直し検討すべきである。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	3	・以前より提言している通り、経常収支比率への圧迫要因に揚げられている「一部事務組合に対する負担金」。特に病院に関して、町としてその経営などに口出しできないとの立場らしいが、時には積極的に「口出し」しても良いのではないだろうか。
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		野辺地病院の通院者には、東北町等組合外の方も多であろうから、きちんと数値化したうえでいくらかでも負担を求めていると思う(町でできる事ではないが、事務組合の会議で提案してみても)。長者久保の児童生徒が野辺地で義務教育を受けていた(委託?)際は、東北町は野辺地町に対し何もしていなかったわけではないと思うが・・・
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	Ⅲ	これまでの活動は継続しつつ、新たに経費の削減が可能となる方策も継続して検討していく。 一部事務組合への負担金について、歳出の削減や負担割合の見直し、財源の確保等の検討を続けていく。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

(別紙)

経常収支比率改善事項

改善項目	今後の検討・協議・実施内容	期待される効果
町有施設の維持管理費		
温水プール	・季節・月・曜日等の利用者人数に沿う形での開館日数の調整。(たとえば、冬季間閉鎖、隔月開館、週5日開館等) ・各種事業に係る講習料の徴取や事業者への一部貸し出し等の検討。 ・近隣町村の温水プールの活用の検討。	年間2千万円以上かかっている燃料費等の維持管理費の減。 講習料、使用料等の収入の増。
小学校	3校の統廃合の推進。(馬門小学校の先行統合含む。)	光熱水費の減。 スクールサポーター、放課後児童指導員等の会計年度任用職員の減。
さけますふ化場	管理委託方式から貸与方式等への変更の検討。	維持管理費や修繕費用の減。
施設全般	・冷暖房設定温度の見直し(±1℃など) ・利用が少ない時期(たとえば盆や年末年始など)や時間帯の休館・閉館。 ・運動公園など収益が見込める施設の指定管理者制度の導入の検討。 ・受益者負担の原則に則った施設使用料の徴収。	光熱水費、人件費等の減。 使用料収入の増。
道路関係	・工事区域調整による単年度事業費の抑制。 ・普通交付税の算入に必要な道路台帳の更新。	公債費の抑制。 普通交付税の増。
放課後児童クラブの利用料	国の制度設計に則った利用料の徴収。	歳入の増。
人件費		
職員数	新規定員管理計画策定による職員数の削減。	人件費の減。
特殊勤務手当	町税や水道料金の徴収業務特殊勤務手当の廃止を含めた見直し。	他の徴収業務との均衡、人件費の減。
会計年度任用職員	・会計年度任用職員の人数、勤務時間の見直し。 ・複数課での共同雇用の検討。	会計年度任用職員の経費の減。
公債費		
地方債のシーリング	プロジェクト事業以外の地方債借入額にシーリングをかけ事業の平準化を図る。	公債費の抑制。

一部事務組合負担金		
北部上北広域事務組合	・特別交付税を財源とした野辺地病院の経営改善への支援等。 ・補助金や地方債の活用等を含めた中長期的な計画の策定の依頼。 ・予算編成における構成町村との連絡協議の徹底。	財源の確保、負担金の圧縮。
下北地域広域行政事務組合	・浄化槽設置費補助の継続(汲み取り式から浄化槽への転換) ・汚泥の脱水までをむつ衛生センターに委託とし、町による脱水ケーキの埋立処分の検討。	し尿、汚泥の搬入量の減。 負担金の減。
委託、補助、負担金		
負担金、補助金	・法令外負担金の精査(不要な団体からの脱退等) ・補助している団体に対し、歳出削減を依頼。	負担金、補助金の減。
乳幼児健診の委託料	1歳6か月児健診及び3歳児健診の委託料を他市町村並みに引き下げる。	令和3年度から年額30万円の減額。
(一財)野辺地町観光協会	役職員の人員体制の見直しやイベント等事業の精査による歳出の削減。	補助額の減。
各種事務・事業		
企業誘致	導入促進基本計画の策定により先端設備等の導入に係る固定資産税の軽減(3年間)。	企業誘致による税収の増、雇用の増。
事業全般	・町総合計画に基づく実施計画が毎年増えていっていることから、事業のスクラップ&ビルドの観点で、事業の廃止・統合・再構築を実施。 ・参加・利用の少ない事業や費用対効果の低い事業の見直しまたは廃止。 ・クラウドファンディングの活用を検討。	事業費の抑制。
消防団事務	防災安全課が所管している消防団事務の消防署への移管について検討。	経費の削減のみならず業務の効率化も含めて検討。
その他各種経費		
振込手数料	・振込手数料がかからない指定金融機関に開設された口座等の利用促進。 ・消耗品等のまとめ買いによる振込件数の削減。	振込手数料の減。
税収		
税金の支払い方法	コンビニ払いやキャッシュレス決済、クレジットカード決済等の検討。(ただし、納税組合との並行稼働やコンビニ手数料の捻出と並行検討。)	町民へのサービス向上になるが、税収の増や経費(人件費等)の節減につながるか検討・確認が必要。

整理番号	12	取組名称 (概要)	(7)財政の安定化 遊休町有地の有効活用等	担当課	防災管財課
課題 (改革に取り 組む背景)	(背景) ・第4次行財政改革大綱に基づき、固定資産台帳の整備や固定資産台帳から遊休町有地情報を引き出し整理を行っているが、全てを網羅した遊休町有地の一覧表作成には至っていない。 (課題) ・専門的な知識の取得や業務量の大幅な増が見込まれる。				
取組内容・効果	(取組内容) ・町有地を積極的に売却し、または、交換及び貸付を行っていく。 ・売却・貸付のための要領や手順を作成。 ・県等への情報提供等を行う。 ・公売方法の検討、及び公売(一般競争入札)のための情報提供、売却・貸付できる町有地の公表(ホームページ等) (効果) ・売買及び貸付等による収入の確保。 ・企業誘致等の促進に寄与する。				
評価指標	売却・貸付できる町有地の中で公表した件数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標		10件	10件	10件	10件
実施状況		実 施	実 施	実 施	
効果額・数値		10件	10件	10件	
備考	平成30年度 土地売却1件 3,809千円 令和 2年度 土地売却1件(5筆) 70,029千円 + 1件交渉中(R3年度初めに売買) 令和 3年度 土地売却3件(3筆) 7,963千円 令和 4年度 土地売却2件(13筆) 120,563千円 + 2件交渉中(R5年度初めに売買) 令和 5年度 土地売却2件(5筆) 23,520千円 1件交渉予定(港湾敷地の一部について購入希望があるため分筆測量を予定)				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	遊休町有地の情報を整理し町ホームページで10件の公表を実施。
必要性	必要性が高い	企業誘致や売買及び貸付による収入確保。
効率性	やや効率的である	一部の地目が学校用地、山林及び原野で取り扱いが難しいものがある。
公平性	やや公平である	町ホームページで公表はしているが、ホームページを見ない人には分からないので、より公平な公表方法を検討する。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	R3外部評価において「売れる土地があまりないようであるしやめては。(行革大綱に)掲げておかななくてはならないと言うのであれば反対はしない(が通常の事業ではないのか)」との指摘があり次期(第6次)はそうにする予定であるが、第5次の期間中は継続とし、売却等可能な町有地があれば随時公表していく。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	6	
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である		・遊休町有地の売却等に関しては、思ったより積極的に「仕事をしている」印象を受けた。担当者に対して敬意を伝えたい。大変だと思うが、これからも積極的な活動を続けていてもらいたい。
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		・どういう事情であれ、最近活発な方向であることは喜ばしい。 ・SNS等も活用し、今後も積極的な売却を続けていくべき。
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	III	現在の数値目標「売却・貸付できる町有地の中で公表した件数」の10件は、土地開発公社からの取得地「旧農工団地用地等8件」と「旧有戸・木明小学校敷地2件」であるが、「木明小学校敷地」に係る売却交渉が進行中である事を除いては、これが固定化していることや「港湾敷地や学校用地の売却・活用検討」に関する外部評価意見を踏まえて、活用・公表対象を検証するなど、今後も改善しながら継続することとしたい。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	13	取組名称 (概要)	(7)財政の安定化 町税のコンビニ収納	担当課	税務課他
課題 (改革に取り 組む背景)	(背景) ・町税の収納は、口座振替制度を除くと役場窓口か金融機関に支払いに行かなければならず、休日や夜間は閉まっており、納税者は不便を感じている。 ・平成15年度税制改正において、納税者の利便性の向上を図る等のため、地方自治法施行令の改正(第158条の2)が行われ、地方税の収納事務の民間委託が認められ、コンビニエンスストアへの地方税の収納委託を行う地方団体が増えている。 ・県内市町村では19団体、近隣市町村では十和田市、三沢市、六戸町が導入している。 ・町納税貯蓄組合が高齢化や各単一組合の解散により減少傾向となっている。 (課題) ・町税のコンビニ収納について、未だ実施されていない。				
取組内容・効果	(取組内容) ・各団体との調整 ・コンビニ収納を実施するための町税条例の一部を改正及び規則制定。 ・収納代行会社を庁内検討委員会で選定し、委託契約締結。 ・周知及びテスト ・コンビニ収納実施 (効果) 納付場所の拡大による納税者の利便性の向上				
評価指標	○令和2年度～令和4年度の取組状況を100%とする。 ・令和2年度:各団体との調整(40%) ・令和3年度:コンビニ収納を実施するための町税条例の一部を改正及び規則制定、収納代行会社を庁内検討委員会で選定し、委託契約締結。(30%) ・令和4年度:周知及びテスト(30%) ○令和5年度は、コンビニ収納を導入する。				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度目標		各団体との調整 (40%)	町税条例改正、規則 制定、委託契約締結 (30%)	周知及びテスト(3 0%)	コンビニ収納導入
実施状況		実施	一部実施	実施	
効果額・数値		20%	20%	30%	
備考	【費用】 ①収納代行会社へ支払う基本料金1千円(税抜き)/月、②これまでの役場窓口か金融機関での納付の一部がコンビニ収納へ移行することとなる。この移行割合を最大40%と見込み、コンビニへ支払う収納事務手数料61円(税抜き)/件(町県普徴5,549+固定23,211+軽自4,959+国保11,333)*40%*61円*1.1=121万円、③収納代行会社へ支払う初期費用10万円(税抜き)、④ベンダーへ支払う基幹システムのテスト費用132万円 R3.3.23 野辺地町納税貯蓄組合連合会長との事務レベルでの折衝 R3.12.21 議会全員協議会へ説明 R3.12.24 前納報奨金廃止及びコンビニ収納等導入についてパブリックコメント実施 R4.3.18 町議会定例会で町税条例一部改正(前納報奨金廃止)議決 R4.4～6 町HPでお知らせ、固定・町県の納税義務者へのお知らせ送付、自治会長連合会でお知らせ R4.5.30 行財政改革検討委員会 R4.6.10 町議会定例会にてコンビニ等収納代行業務について令和8年度分までの債務負担行為設定議決 R4.8.3 コンビニ・スマホ収納等導入に係るプログラム改修等業務契約締結 R4.8.9 第1回野辺地町行財政改革推進本部会議にて令和5年度目標について「コンビニ収納4割」を「コンビニ収納導入」に変更することを承認 R4.8.23 町税等コンビニ収納スマホ収納代行業務契約締結(準備) R5.3.31 コンビニ等収納事務契約締結(本番)				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	事業が進捗している	令和5年度導入に向けて契約を締結した。プログラム改修、新納付書作成、新納付書読み取りテスト、収納代行会社(コンビニと提携済)との契約締結を実施した。
必要性	必要性が高い	平日日中窓口に行くことが難しい、当町の口座振替を利用しにくい環境にある等により不便を感じている納税者もいることから、さらに納税しやすい環境を整備する必要がある。
効率性	効率的である	収納代行会社を活用することにより、納付環境の整備(納付場所数の拡充)を効率的に進めることができる。
公平性	公平である	税負担の公平性を確保するために、納税義務者の事情にも配慮しつつ、納付環境を整備し収納率向上を目指す。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	手数料がより割安な口座振替の推進を先行実施しながら、コンビニ収納導入を進め納税環境の整備に努める。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	3	・時代の要請により「コンビニ収納」導入に至った。これからはその利用実態を精査するとともに、納税者の利便性を再確認し、それ以外の納税方法の導入も検討課題にするなど柔軟性を持った運用も考えても良いと思う。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	2	・コンビニ収納は便利にはなった(経費の点を見れば良いこと)。収納率向上が事業の目的・方向性であったはずがコンビニ収納導入が目標になってしまった感が強い。町としては口座振替の方が良いところなのに、見映え重視で事業を実施しないように願う。固定資産税でもよいし住民税の特別徴収でもよいが、昨年比での納入方法の比較を出して本委員会に臨んで戴きたい。
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である	1	
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		・コンビニ収納は平日に窓口に行くことが難しい世代にとってはいいことだと思うが、導入にかなりの経費がかかっているようなので、そのコスト的見直しはできるのか。

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	II	令和4年度のコンビニ収納(スマホ決済収納を含む)について、導入に必要な各種契約を締結し、新しい納付書の印刷や読み取りテスト等を滞りなく終了している。また、導入経費や今後毎年度発生する手数料等は、これまで毎年度交付していた前納報奨金の廃止に伴う財源の範囲内と想定している。 納税者の利便性向上のため令和5年度からの導入を実現したい。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	14	取組名称 (概要)	(9)協働のまちづくりの推進 協働のまちづくりの推進	担当課	企画財政課(総括) その他関係課																				
課題 (改革に取り組む背景)	(背景) ・これまでは、町の規模(職員数)の割に、行政(町)が直接実施してしまうことが比較的多いように感じられた。(各種イベントや外注可能な事務及び作業など) 今後さらに人口減少が進むにつれ、職員数の増加が見込めない現実や当町の財政状況等を総合的に勘案した場合、行政だけの対応では町のサービス維持に限界が来ることを十分に理解し、町の最上位計画にもあるように、町民との協働(情報の共有化、参画・協働のまちづくりの推進、コミュニティ活動の推進)をより進めていかなければならない。 (課題) ・人口減少に伴う職員数の減や財政状況による町民サービスの低下や危機感の希薄さ。 ・協働のまちづくりの認知不足(「協働」の理解不足含む)。																								
取組内容・効果	(取組内容) ・まちづくりに関する学習会、講演会等の開催。 ・町民、各種団体、企業、行政がそれぞれの役割に応じた行動するため「協働のまちづくり指針」のさらなる推進と「協働の必要性」の啓発。 ・新たに策定される「町まちづくり総合計画」等への協働のまちづくりに関わる積極的な施策の展開。 (効果) ・役割分担の明確化による町民と行政が一体となったまちづくりの実現。 ・理想的なより良いまちづくりを目指して、自主的、自覚的に地域の課題解決に携わることで、町民の意識の高揚と郷土愛の醸成に寄与する。																								
評価指標	官民協働により町の活性化に取り組む事業の継続 (※R2 官民協働により町の活性化に取り組む事例数)																								
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																				
年度目標	15件 ※R2 官民協働により町の活性化に取り組む事例数	5件	5件	5件	5件																				
実施状況	実施	実施	実施	実施																					
効果額・数値	12件	5件	5件																						
備考	※年度目標は、毎年度の取組数も含む。 例: のへじ祇園まつり、常夜燈フェスタなど。 令和2年度 ファンミーティング6回、庁舎出前講座4回、庁舎のワークショップ2回) 令和3年度実施 <table><tr><td>①ファンミーティング</td><td>6回</td></tr><tr><td>②野辺地町包括福祉ケア会議</td><td>2回</td></tr><tr><td>③健康のへじ21計画推進委員会</td><td>2回</td></tr><tr><td>④祇園まつり実行委員会</td><td>3回</td></tr><tr><td>⑤イルミネーション実行委員会</td><td>3回</td></tr></table> 令和4年度実施 <table><tr><td>①ファンミーティング</td><td>4回</td></tr><tr><td>②野辺地町包括福祉ケア会議</td><td>2回</td></tr><tr><td>③健康のへじ21計画推進委員会</td><td>2回</td></tr><tr><td>④祇園まつり実行委員会</td><td>4回</td></tr><tr><td>⑤協働のまちづくり事業費補助事業</td><td>2件(1,000,000円)</td></tr></table>					①ファンミーティング	6回	②野辺地町包括福祉ケア会議	2回	③健康のへじ21計画推進委員会	2回	④祇園まつり実行委員会	3回	⑤イルミネーション実行委員会	3回	①ファンミーティング	4回	②野辺地町包括福祉ケア会議	2回	③健康のへじ21計画推進委員会	2回	④祇園まつり実行委員会	4回	⑤協働のまちづくり事業費補助事業	2件(1,000,000円)
①ファンミーティング	6回																								
②野辺地町包括福祉ケア会議	2回																								
③健康のへじ21計画推進委員会	2回																								
④祇園まつり実行委員会	3回																								
⑤イルミネーション実行委員会	3回																								
①ファンミーティング	4回																								
②野辺地町包括福祉ケア会議	2回																								
③健康のへじ21計画推進委員会	2回																								
④祇園まつり実行委員会	4回																								
⑤協働のまちづくり事業費補助事業	2件(1,000,000円)																								

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	一定の進捗がある	令和3年度と同様の事業を継続実施した。また、2年間休止していた補助事業を再開し、町内団体の主体的なまちづくり活動を支援した。
必要性	一定の必要性がある	町の持続的発展のため、官民協働での活動は必要である。
効率性	効率的である	町民がまちづくりに参加する機会として効率的である。
公平性	やや公平である	ファンミーティングや各委員会については、行政と町民が直接意見交換できるため公平であるが、補助金については申請団体のみへの支援であることから、やや公平性に欠けると判断した。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	協働のまちづくり推進のため継続していく。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	4	・予算の効率的な運用の観点からも、行政と民間の協働を大いに進めるべきだと思う。最近、下火になった感のある「民活」の考え方を、今の野辺地町に更に広げていくのも良いのではないだろうか。民間側としては積極的にそれに応える用意はある。 ・事業の方向目的はよろしいと思う。ただ、補助金の事と一体化して考える必要があるのでは。 ・新型コロナウイルスが五類になり、以前のような官民一体のイベントが開催でき、まちづくりの推進につながると思う。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である	2	
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	III	町民の力を十分に活用できるよう、町民が主となって活躍できるように、町がその手助けをする体制を構築して行ければよいと考える。その手法については事業毎に異なるとされるため個々に調整する必要がある。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		

整理番号	16	取組名称 (概要)	(9)協働のまちづくりの推進 地域防災体制の充実		担当課	防災管財課
課題 (改革に取り 組む背景)		(背景) ・災害等から町民の生命と財産を守ることは、町の最も基本的な使命であり、町は防災の一時的責任者として、県、消防、警察及び自衛隊など関係機関の協力を得て防災活動を実施していく必要があるとともに、自助及び共助を含めた町全体が一体となった防災体制の構築が求められる。 (課題) ・自助(できることは自分で)、特に共助(地域コミュニティ等による助け合い)の意識の低迷。 ・防災に関する知識や初期対応体制の認識不足。 ・防災訓練等への参加体制意識の低下。				
取組内容・効果		(取組内容) ・地域における自助、共助体制の強化及び自主防災組織の結成の促進。 ・各自主防災組織に防災士(現在、2団体に各1名)を育成するなどの防災力の強化。 ・各自主防災組織の町防災訓練及び各種防災研修等への参加促進。 (効果) ・災害発生時における被害軽減や地域内連携の強化。 ・地域防災力の強化。 ・行政と地域の連携。協力体制の強化及び防災意識の高揚。				
評価指標		自主防災組織の結成数 ※令和元年度末の町の自主防災組織は8団体(うち、自治会による自主防災組織は5団体)であり、令和5年度までに新規結成を3団体、合計11団体の結成を目指す。				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
年度目標		自主防災組織新規結成数 3団体				
実施状況		実施	実施	実施		
効果額・数値		0	0	1団体結成		
備考		令和2年度 1団体解散(現在7団体) 令和3年度 結成団体なし。 令和3年度中の結成団体はなかったが、2自治会に対し結成に向けた勉強会を開催し令和4年度の結成を目指している。 令和4年度 ・1団体が新たに結成した(計8団体)。 ※駅前自治会自主防災組織(令和4年4月1日結成) ・結成した団体とは別に、1自治会が自主防災組織結成に向けた勉強会を企画するなど、新規結成に向けた取り組みを行っている。				

【 内部評価 】

評価項目		コメント等
進捗度	一定の進捗がある	1団体が結成し、さらに結成に向け1団体が勉強会等を企画している。
必要性	必要性が高い	地域の共助を担う組織として必要である。
効率性	あまり効率的でない	自治会単位での結成を促しているが、自治会の新たな負担増及び組織結成時の役員のなり手不足など、結成に向けた課題は多い。
公平性	公平である	共助として公平である。
今後の方向性 (改善点)	継続実施	今後も結成に向け、継続して啓発していく。

【外部評価】

評価	基準	コメント等	
A	事業内容が概ね適切である	6	・防災体制の充実に向けて、その実施団体の結成・育成について積極的に活動している現状は大いに評価できる。この体制が町全体を網羅できるよう今後の活動に期待したい。 ・防災に関心が高まっている時節なので一層推進して戴きたい。 ・今の時代「共助」が希薄化していると思うが、防災訓練はいざという時のために、今後も継続してほしい。
B	課題があると思われるため、事業内容や手法等に一部見直しが必要である		
C	課題が多くあると思われるため、事業内容や手法等に大幅な見直しが必要である		
D	事業の休止・廃止、抜本的な見直しが必要である		

【今後の方向性】

方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
I 事業規模拡大	II	令和4年度は、新たに1自治会が自主防災組織を結成し、自主防災組織に所属する1名が町補助金を活用して防災士の資格を取得した。このことは、自治会に対し勉強会を行ったことが主な要因と考える。 そのため、個々の事情により結成に至っていない自治会もあると思うが、今後も勉強会等地道な活動を重ね、その重要性を御理解いただき、結成へとつなげたい。よって「現状のまま維持」とする。
II 現状のまま継続		
III 改善しながら継続		
IV 事業規模縮小		
V 全面的な見直し		
VI 事業の休止・廃止		